第５章　介護保険サービスの充実

介護保険サービスは、介護保険法の規定に基づき、要介護認定者に対するサービス「介護給付」と、要支援認定者に対するサービス「予防給付」に分かれて提供されています。

介護給付サービス（要介護１～５対象）	＜居宅サービス＞ 【訪問サービス】 ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○通所介護 ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入 ○住宅改修（介護給付分） ○居宅介護支援	＜施設サービス＞ ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○介護療養型医療施設 ＜居住系サービス＞ ○特定施設入居者生活介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ＜地域密着型サービス＞ ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（再掲） ○地域密着型特定施設入居者生活介護（再掲） ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（再掲） ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護
予防給付サービス（要支援１・２対象）	＜介護予防サービス＞ 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入 ○住宅改修（予防給付分） ○介護予防支援	＜居住系介護予防サービス＞ ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 ＜地域密着型介護予防サービス＞ ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（再掲）

１．サービス基盤の整備

小規模多機能型居宅介護について、未整備の３圏域（上陽・矢部・星野）での整備を推進し、第８期計画では、そのうち２ヶ所での整備を目指します。

また、地域住民の交流の場として、閉じこもり防止や健康づくり等の介護予防や高齢者の社会参加と生きがいづくりに資する介護予防拠点づくりの在り方についても検証していきます。

【第８期計画におけるサービス基盤整備計画】

サービス名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	計
小規模多機能型居宅介護	１ヶ所	１ヶ所	０ヶ所	２ヶ所

【（参考）市内の施設･居住系サービス、地域密着型サービスの整備状況】

（単位：ヶ所）

	八女市全体	八女地区	上陽地区	黒木地区	立花地区	矢部地区	星野地区
介護老人福祉施設	8 （420）	3 （160）	1 （50）	1 （50）	1 （50）	1 （30）	1 （80）
介護老人保健施設	3 （290）	2 （200）	0	1 （90）	0	0	0
特定施設入居者生活介護	2 （95）	2 （95）	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	14 （225）	6 （108）	1 （18）	3 （36）	3 （45）	0	1 （18）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	1	0	0	1	0	0
小規模多機能型居宅介護	9 （253）	3 （83）	0	4 （112）	2 （58）	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	1 （29）	0	0	0	1 （29）	0	0
認知症対応型通所介護	2	1	0	0	1	0	0

※施設･居住系サービス（　）内は定員［人］
（時点）令和２年 10 月１日現在

２．施設・居住系サービス

介護保険サービスの量の見込みは、まず、施設・居住系サービスの量を見込み、その後、施設・居住系サービス以外の地域密着型サービスや在宅サービスの量を見込みます。

なお、第８期計画における利用量見込みにあたっては、医療・介護療養病床から介護医療院への転換や介護離職防止のための追加的需要を勘案しました。

施設・居住系サービスは、平成 30 年度～令和２年度の利用実績の動向から今後の利用人数を見込みました。

【施設･居住系サービスの量の見込み】

（単位：人/月）

			実績（見込み）	推計		
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅サービス（居住系）	特定施設入居者生活介護		81	81	81	81
		予防給付	1	1	1	1
		介護給付	80	80	80	80
地域密着型サービス（居住系）	認知症対応型共同生活介護		231	225	225	225
		予防給付	4	0	0	0
		介護給付	227	225	225	225
	地域密着型特定施設入居者生活介護		9	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0	0
	合　計		240	225	225	225
施設サービス	介護老人福祉施設		462	462	462	462
	介護老人保健施設		301	301	301	301
	介護医療院		6	54	54	54
	介護療養型医療施設		0	0	0	0
	合　計		769	817	817	817
施設･居住系サービス利用者（総計）			1,090	1,123	1,123	1,123

３．地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、基盤整備計画に基づき、小規模多機能型居宅介護の新規整備分（２ヶ所）での利用増を見込みました。

その他のサービスは、平成 30 年度～令和２年度の利用実績の動向から、今後の利用人数を見込みました。

【地域密着型サービスの量の見込み】

（単位：人/月）

		実績（見込み）	推計		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
定期巡回･随時対応型訪問介護看護		71	69	72	71
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0
認知症対応型通所介護		19	19	19	19
	予防給付	0	0	0	0
	介護給付	19	19	19	19
小規模多機能型居宅介護		167	169	197	226
	予防給付	13	13	15	17
	介護給付	154	156	182	209
認知症対応型共同生活介護		231	225	225	225
	予防給付	4	0	0	0
	介護給付	227	225	225	225
地域密着型特定施設入居者生活介護		9	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護		24	24	24	24
地域密着型通所介護		146	145	147	146

４．居宅サービス

居宅サービス（居住系サービス以外）は、平成 30 年度～令和２年度の利用実績の動向から今後の利用人数を見込みました。

【居宅サービス（居住系サービス以外）の量の見込み】

≪予防給付（介護予防サービス）≫

（単位：人/月）

	実績（見込み）	推計		
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	15	15	15	15
介護予防訪問リハビリテーション	13	15	15	15
介護予防居宅療養管理指導	7	7	7	7
介護予防通所リハビリテーション	173	173	173	173
介護予防短期入所生活介護	8	12	12	12
介護予防短期入所療養介護（老健）	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	244	244	243	244
特定介護予防福祉用具購入費	5	5	5	5
介護予防住宅改修	6	8	8	8
介護予防支援	368	368	368	368

≪介護給付（介護サービス）≫

（単位：人/月）

	実績（見込み）	推計		
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅サービス				
訪問介護	406	399	404	403
訪問入浴介護	22	19	19	19
訪問看護	142	158	161	161
訪問リハビリテーション	28	34	35	34
居宅療養管理指導	345	332	338	338
通所介護	825	823	830	828
通所リハビリテーション	381	408	412	411
短期入所生活介護	206	203	206	205
短期入所療養介護（老健）	28	37	37	37
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	868	856	865	865
特定福祉用具購入費	20	20	20	20
住宅改修費	11	11	11	11
居宅介護支援	1,590	1,579	1,595	1,593

５．介護保険サービスの量と給付費

各サービスの利用者数に、平成 30 年度～令和２年度の１人あたり利用回（日）数の伸び率や、１回（１月）あたり利用額の実績を勘案して、サービス量と給付費を次のとおり見込みました。

（１）予防給付

【予防給付の量･給付費の見込み】

予防給付			実績（見込み）	推計		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)介護予防サービス						
	介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	5,071	5,102	5,105	5,105
		回数(回)	141.6	141.6	141.6	141.6
		人数(人)	15	15	15	15
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	5,836	6,631	6,635	6,635
		回数(回)	165.0	186.5	186.5	186.5
		人数(人)	13	15	15	15
	介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	617	621	621	621
		人数(人)	7	7	7	7
	介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	70,329	70,761	70,800	70,800
		人数(人)	173	173	173	173
	介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,776	3,930	3,933	3,933
		日数(日)	21.4	48.0	48.0	48.0
		人数(人)	8	12	12	12
	介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	247	249	249	249
		日数(日)	1.9	1.9	1.9	1.9
		人数(人)	1	1	1	1
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	15,099	15,099	15,036	15,099
		人数(人)	244	244	243	244
	特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,436	1,436	1,436	1,436
		人数(人)	5	5	5	5
	介護予防住宅改修	給付費(千円)	5,984	7,916	7,916	7,916
		人数(人)	6	8	8	8
	介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	774	779	779	779
		人数(人)	1	1	1	1
(2)地域密着型介護予防サービス						
	介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	9,244	9,301	10,710	12,113
		人数(人)	13	13	15	17
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	11,104	0	0	0
		人数(人)	4	0	0	0
(3)介護予防支援		給付費(千円)	19,567	19,687	19,698	19,698
		人数(人)	368	368	368	368
合計【A】		給付費(千円)	147,084	141,512	142,918	144,384

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は１月当たりの数、人数は１月あたりの利用者数
※給付費は千円未満の端数があるため、内訳の合計値と合計欄の数値が合わない場合がある。

（２）介護給付

【介護給付の量・給付費の見込み】

介護給付			実績（見込み）	推計		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)居宅サービス						
	訪問介護	給付費(千円)	278,330	265,639	270,527	270,165
		回数(回)	9,031.5	8,558.1	8,712.3	8,700.6
		人数(人)	406	399	404	403
	訪問入浴介護	給付費(千円)	18,871	16,101	16,110	16,110
		回数(回)	138	116.9	116.9	116.9
		人数(人)	22	19	19	19
	訪問看護	給付費(千円)	62,503	80,198	81,859	81,859
		回数(回)	1,251.0	1,576.5	1,608.1	1,608.1
		人数(人)	142	158	161	161
	訪問リハビリテーション	給付費(千円)	13,330	16,853	17,325	16,862
		回数(回)	382.2	482.2	494.5	482.2
		人数(人)	28	34	35	34
	居宅療養管理指導	給付費(千円)	47,944	45,982	46,895	46,895
		人数(人)	345	332	338	338
	通所介護	給付費(千円)	842,210	842,570	850,522	848,573
		回数(回)	9,896	9,860.1	9,946.3	9,922.8
		人数(人)	825	823	830	828
	通所リハビリテーション	給付費(千円)	332,670	357,363	361,191	360,450
		回数(回)	3,323.8	3,595.8	3,631.0	3,622.6
		人数(人)	381	408	412	411
	短期入所生活介護	給付費(千円)	347,689	338,264	345,152	344,066
		日数(日)	3,618.9	3,516.0	3,580.7	3,568.6
		人数(人)	206	203	206	205
	短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	28,593	33,017	33,035	33,035
		日数(日)	201.1	232.1	232.1	232.1
		人数(人)	28	37	37	37
	短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0
	福祉用具貸与	給付費(千円)	98,616	96,210	97,353	97,353
		人数(人)	868	856	865	865
	特定福祉用具購入費	給付費(千円)	7,931	7,931	7,931	7,931
		人数(人)	20	20	20	20
	住宅改修費	給付費(千円)	11,950	11,950	11,950	11,950
		人数(人)	11	11	11	11
	特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	182,153	183,272	183,373	183,373
		人数(人)	80	80	80	80

介護給付			実績（見込み）	推計		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(2)地域密着型サービス						
	定期巡回･随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	126,703	122,165	127,311	126,567
		人数(人)	71	69	72	71
	夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	給付費(千円)	170,201	169,222	172,762	171,402
		回数(回)	1,884.9	1,870.0	1,902.6	1,887.9
		人数(人)	146	145	147	146
	認知症対応型通所介護	給付費(千円)	31,671	31,865	31,883	31,883
		回数(回)	336.9	336.9	336.9	336.9
		人数(人)	19	19	19	19
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	345,682	347,931	409,509	471,115
		人数(人)	154	156	182	209
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	662,573	661,034	660,930	661,401
		人数(人)	227	225	225	225
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
		人数(人)	9	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	39,401	39,643	39,665	39,665
		人数(人)	24	24	24	24
(3)施設サービス						
	介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,418,351	1,427,062	1,427,854	1,427,854
		人数(人)	462	462	462	462
	介護老人保健施設	給付費(千円)	1,013,840	1,020,067	1,020,633	1,020,633
		人数(人)	301	301	301	301
	介護医療院	給付費(千円)	30,263	283,290	283,447	283,447
		人数(人)	6	54	54	54
	介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0
(4)居宅介護支援		給付費(千円)	270,045	269,031	272,005	271,690
		人数(人)	1,590	1,579	1,595	1,593
合計【B】		給付費(千円)	6,381,520	6,666,660	6,769,222	6,824,279

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は１月当たりの数、人数は１月あたりの利用者数
※給付費は千円未満の端数があるため、内訳の合計値と合計欄の数値が合わない場合がある。

介護（予防）給付の総給付費【C】＝A＋B	給付費(千円)	6,528,604	6,808,172	6,912,140	6,968,663

６．介護保険の事業費

（１）標準給付費

介護（予防）給付等の標準給付費は、３ヶ年合計で約 219 億円になる見込みです。

【標準給付費見込み額】

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費	総給付費　【C】＝A+B	6,808,172	6,912,140	6,968,663	20,688,975
	予防給付費　【A】	141,512	142,918	144,384	428,814
	介護給付費　【B】	6,666,660	6,769,222	6,824,279	20,260,161
	特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）【D´】＝D-d	250,474	234,954	234,788	720,216
	特定入所者介護サービス費等給付額　【D】	284,455	286,248	286,041	856,744
	補足給付の見直しに伴う財政影響額　【d】	33,980	51,294	51,253	136,527
	高額介護サービス費等給付額　（財政影響額調整後）【E´】＝E-e	138,815	138,770	138,670	416,255
	高額介護サービス費等給付額　【E】	140,645	141,532	141,430	423,607
	高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額　【e】	1,830	2,762	2,760	7,352
	高額医療合算介護サービス費等給付額　【F】	20,615	20,814	20,963	62,392
	保険給付費【G】＝C＋D´＋E´＋F	7,218,076	7,306,678	7,363,084	21,887,838
	算定対象審査支払手数料　【H】＝h ＊ 43円	3,727	3,763	3,790	11,280
	審査支払手数料支払件数　【h】	(86,677件)	(87,514件)	(88,142件)	(262,333件)
	標準給付費見込み額　【I】＝G+H	7,221,803	7,310,441	7,366,874	21,899,118

（２）地域支援事業費

地域支援事業費は、３ヶ年合計で約 11 億１千万円になる見込みです。

【地域支援事業費見込み額】

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	202,571	204,380	206,206	613,157
	包括的支援事業・任意事業費	164,798	164,798	167,298	496,894
	地域支援事業費　計	367,369	369,178	373,504	1,110,051

７．介護保険料の算出

第１号被保険者の保険料収納必要額は、標準給付費見込み額及び地域支援事業費の第１号被保険者負担分に、準備基金取崩額等を加減して算出されます。

準備基金については、約６億４千万円のうち１億９千万円を取り崩すこととして設定しています。

これらを勘案して算定した保険料収納必要額をもとに、令和３～５年度の第１号被保険者介護保険料基準月額を算出すると、6,000 円となります。

【保険料算出の流れ】

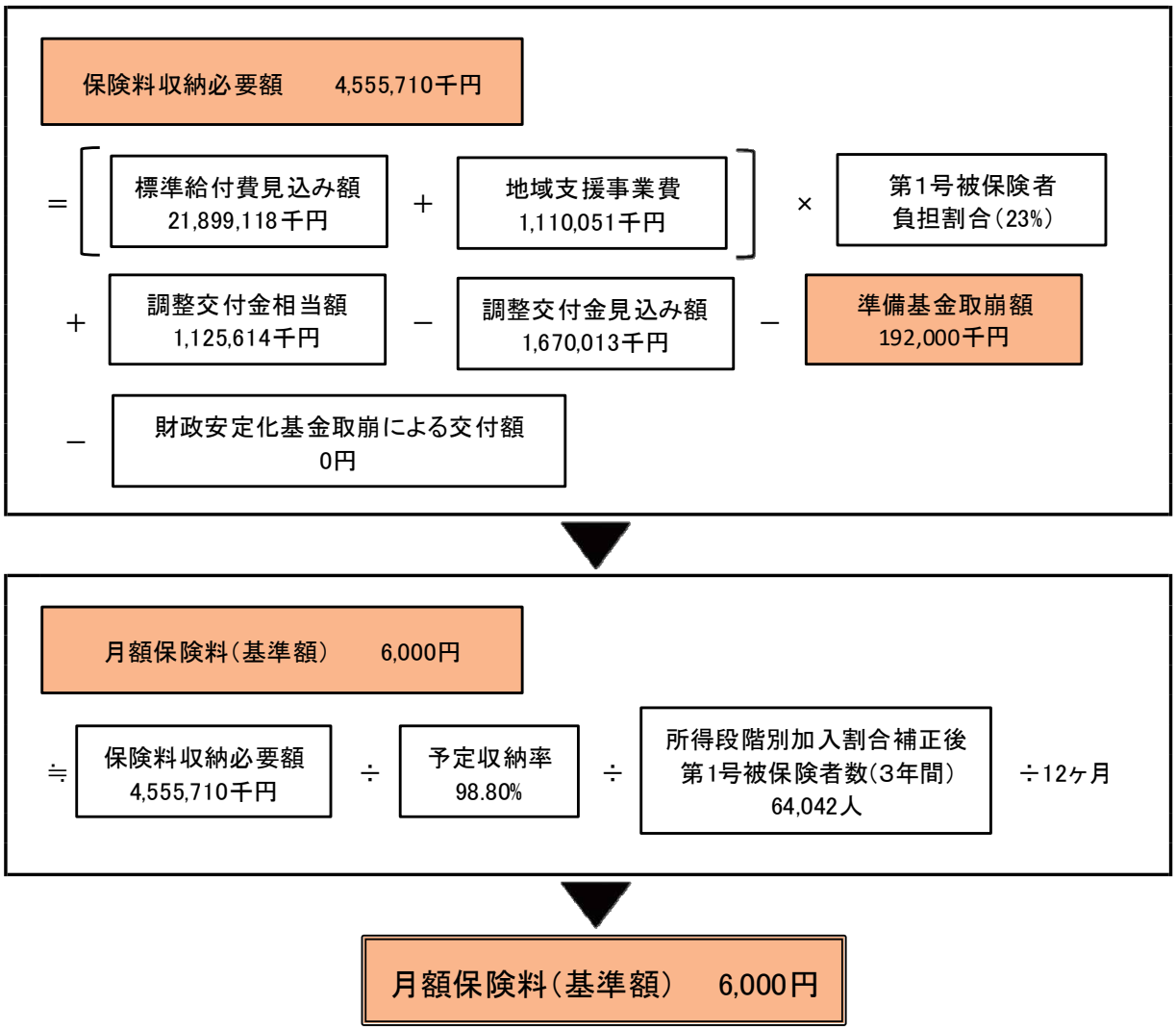

本市では、国の標準段階９段階に加えて、所得に応じたよりきめ細やかな保険料設定を行うため、所得段階を 11 段階で設定しました。

【第１号被保険者の所得段階別保険料基準額】

所得段階	所得等の条件		保険料率	月額	年額
第1段階	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が80万円以下の方		基準額× 0.30 (0.50)	1,800円 (3,000円)	21,600円 (36,000円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税	・本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額× 0.45 (0.70)	2,700円 (4,200円)	32,400円 (50,400円)
第3段階		・本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が120万円を超える方	基準額× 0.70 (0.75)	4,200円 (4,500円)	50,400円 (54,000円)
第4段階	本人は市民税非課税だが、世帯員の中に市民税課税者がいる	・本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が80万円以下の方	基準額× 0.90	5,400円	64,800円
第5段階		・本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が80万円を超える方	基準額× 1.00	6,000円	72,000円
第6段階	本人が市民税課税	・本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円未満の方	基準額× 1.20	7,200円	86,400円
第7段階		・本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円以上210万円未満の者	基準額× 1.30	7,800円	93,600円
第8段階		・本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が210万円以上320万円未満の者	基準額× 1.50	9,000円	108,000円
第9段階		・本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が320万円以上400万円未満の者	基準額× 1.70	10,200円	122,400円
第10段階		・本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が400万円以上600万円未満の者	基準額× 1.85	11,100円	133,200円
第11段階		・本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が600万円以上の者	基準額× 2.00	12,000円	144,000円

※ 第１～３段階の（　）は公費負担導入による軽減前の数値

※「合計所得金額等」とは、「合計所得金額－特別控除額－年金所得額」のこと。給与所得額がある場合は、給与所得額から１０万円を控除する。所得金額調整控除がある場合は、所得金額調整控除を加えた額から１０万円を控除する（控除後の額が０円を下回る場合は、０円とする）

※「合計所得金額」に給与所得額または年金所得額が含まれている場合は、給与所得額及び年金所得額の合計から１０万円を控除する（控除後の額が０円を下回る場合は、０円とする）

※「特別控除額」とは、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のこと

８．介護給付適正化に向けた取り組みの推進（介護給付適正化計画）

（１）主要５事業の推進

給付適正化とは、介護給付・予防給付（以下、「介護給付等」という。）を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

平成 29 年の介護保険制度改正では、市町村介護保険事業計画に介護給付等に要する費用の適正化に関する事項（介護給付適正化計画）を定めるものとして新たに法律上に位置づけられ、策定に関する指針が提示されました。

本市では、これまでの取り組みや国の給付適正化指針の内容を踏まえ、引き続き以下の主要５事業を中心に給付の適正化に取り組んでいきます。

① 要介護（支援）認定の適正化

認定調査（訪問調査）は市職員による直営調査で実施し、調査内容は認定審査会事務局職員で全件点検しており、今後も職員による直営調査を基本に実施していきます。

あわせて、調査員、介護認定審査会委員に対する研修等を実施することにより、調査の質の向上、審査判定の平準化を図り、公正かつ適正な認定を行います。

また、高齢化の進行に伴う認定申請数の動向を見極めながら、円滑な認定調査・審査体制の維持に努めます。

② ケアプランの点検（ケアプランチェック）

介護支援専門員が適切なケアマネジメントを実施できるよう、ケアプランの点検・指導を行っています。今後も継続して実施し、適切なプラン作成を支援するとともに、給付の適正化を図ります。

③ 住宅改修・福祉用具の点検

住宅改修は改修後の現地確認を全件実施しています。今後も現地確認を全件実施し、適切なサービス提供を推進します。

福祉用具の貸与・購入については、申請時やケアプランチェックの際に必要性を確認し、助言・指導を行い、適切な福祉用具の利用が行われるよう努めます。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

福岡県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを利用し、縦覧点検と医療情報との突合による点検を実施しています。今後も縦覧点検・医療情報との突合による点検を継続実施し、誤請求が多い事業所についてはケアプランチェックや実地指導の際に重点的に指導を行うことで、給付の適正化を図ります。

⑤ 介護給付費通知

福岡県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを利用し、すべての介護保険サービス受給者に対して、年１回、３ヶ月分の介護給付内容（給付費）を通知しています。

今後も介護給付費通知を継続実施し、利用者に介護費用に対する意識向上と架空請求等の不正や過誤請求の発見の契機とすることで介護給付費の適正化を図ります。

（２）給付適正化の取り組み目標

（１）に示した主要５事業について、以下のとおり年度ごとの目標値を定め、事業を推進していきます。

【給付適正化主要５事業の目標値】

事業区分	指標	実績値	目標値		
		令和 元年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
要介護（支援）認定の適正化	訪問調査点検実施率	100%	100%	100%	100%
ケアプランの点検	ケアプランチェック点検事業所数	７事業所	10 事業所	10 事業所	10 事業所
住宅改修・福祉用具の点検	住宅改修確認実施率	100%	100%	100%	100%
	福祉用具購入確認実施率	100%	100%	100%	100%
縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検実施月	全月	全月	全月	全月
	医療情報突合実施月	全月	全月	全月	全月
介護給付費通知	通知回数	１回	１回	１回	１回

※縦覧点検・医療情報との突合は福岡県国民健康保険団体連合会に委託実施

９．介護保険の円滑な運営のための方策

（１）情報提供の充実

介護保険制度や介護保険サービスに関する情報提供については、市の担当窓口や地域包括支援センター等の相談窓口での提供のほか、ホームページや広報、出前講座等で提供しています。

また、介護サービス情報の公表制度により、すべての介護サービス事業者はサービスの情報を公表することが義務付けられています。

利用者自身がサービスやサービス提供事業者を選べるよう、サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報等を適切に収集し、関係者間で情報共有しながら、市民に対する情報提供を行っていきます。

要介護（支援）認定やサービスの利用方法等の介護保険制度の仕組みについて、今後もホームページ、広報、パンフレット等の活用や出前講座、市の担当窓口、地域包括支援センター等の相談窓口での情報提供・説明により、広く市民に制度の周知を図っていきます。

（２）サービス事業者指導の充実

介護保険サービス事業者が事業を適切に運営し、質の高いサービスを利用者に提供できるよう指導することは、給付適正化の観点からも必要であり、指定監督権限者の責務でもあります。

このため、本市では、市が指定監督権を有する地域密着型サービス事業者等に対して、全事業所を対象とする集団指導と実地指導を実施しています。また、県が指定監督権を有するその他の介護保険サービス事業者については、県による集団指導及び実地指導が実施されています。

引き続き、地域密着型サービス事業者等に対する指導を行うとともに、今後は実地指導やケアプラン点検の手法の研究・検討に努め、事業者の負担軽減についても検討します。

（３）サービス従事者の研修

サービス従事者の資質向上のための研修については、八女筑後地区介護保険事業連絡協議会におけるサービス種別ごとの部会による研修や、医師会主催による研修並びに地域密着型サービス事業所連携会議による研修等が行われています。

今後もこれらの関係団体と連携しながら、サービス従事者に対する研修の実施を支援し、従事者の資質向上を図ります。

（４）介護支援専門員への支援

介護支援専門員に対する支援として、ケアマネジメント勉強会を開催しているほか、各圏域の地域包括支援センターの３職種（主任介護支援専門員・保健師等・社会福祉士等）が連携して、処遇困難事例などの相談や指導助言を行っています。

また、介護支援専門員は介護保険サービス提供の要であることから、地域包括支援センターとの連携強化を図り、あらゆる相談に対応できる身近な相談窓口となるよう、各圏域の地域包括支援センターの機能強化を図ります。

（５）相談・苦情処理窓口の充実

市民が円滑に、より良いサービスを利用できるよう、介護保険制度における認定からサービスの内容に関することまで、あらゆる相談に対応できる身近な相談窓口の体制づくりが必要です。各圏域の地域包括支援センターの相談機能の充実を図るとともに、介護保険サービス事業者や保健福祉サービス事業者、民生委員等の様々な地域の関係者から意見を収集できる体制の強化を図ります。

（６）保険者機能強化推進交付金等にかかる取り組み

平成 29 年度の法改正により、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組みや都道府県による保険者支援の取り組みが全国で実施されるよう、ＰＤＣＡサイクルによる取り組みが制度化されました。

この一環として、市町村や都道府県の様々な取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。

また、令和２年度には、介護保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取り組みを重点的に評価することになりました。

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取り組みの評価指標の達成状況に応じて、交付金が交付されています。

本市では、これらの交付金を活用して、自立支援事業や介護予防事業を推進していきます。